

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、告示第一号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）  
第八条第一項の規定に基づき、次の者を認定匿名加工医療情報作成事業者として認定したので、同条  
第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 古川 禎久

一 認定匿名加工医療情報作成事業者の名称及び住所

一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構  
東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

二 認定を受けた日

令和四年四月二十七日